国立大学法人東京外国語大学本郷 サテライト管理運営規程

「平成 16 年 4 月 1 日 規 則 第 93 号

改正 平成 24 年 7 月 10 日規則第 119 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 13 号 令和 6 年 10 月 21 日規則第 89 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学本郷サテライト(以下「サテライト」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 サテライトは、本学の教育研究及び教育研究面での社会との連携・協力に資する ことを目的とする。

(職員)

- 第3条 サテライトに、次の職員を置く。
 - (1) 館長
 - (2) その他の職員

(館長等)

- 第4条 館長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。
- 2 館長は、サテライトの業務を掌理する。
- 3 館長は、サテライトの管理運営に関する重要事項を決定するときは、役員会の議に付 すものとし、最終的な決定は学長が行う。

(使用者)

- 第5条 サテライトを使用できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本学の教職員及び学生
 - (2) 本学の卒業生
 - (3) その他館長が適当と認めたもの

(使用手続き等)

第6条 会館の使用に必要な各種手続き、利用料金その他の細則等は、別に定める。

(事務)

第7条 サテライトに関する事務は、関係部課等の協力を得て施設企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、サテライトの管理運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学本郷サテライト使用要項(平成13年5月30日学長裁定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成24年7月10日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学 本郷サテライト管理運営規程の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。